

県南広域振興局長告示第112号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年8月2日

県南広域振興局長 田村均次

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310900030	一関市訪問介護事業所	一関市竹山町7番2号	一関市城内1番36号	平成23年6月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310900030	一関市訪問介護事業所	一関市竹山町7番2号	一関市城内1番36号	平成23年6月1日

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310900030	一関市訪問介護事業所	一関市竹山町7番2号	一関市城内1番36号	平成23年6月1日